

安保法案 核兵器も「弾薬」

防衛相 政策上、輸送は否定

他国軍に提供できる「弾薬」には、手榴弾とミサイルに続いて、核兵器まで含まれるとの政府の考えが示された。法律上は提供可能でも、政策判断として行わないとの政府答弁に対し、野党は法案に歯止めがなく、他国軍への「後方支援」が際限なく広がりがねない問題視した。▼5面||揺れる答弁、32面||8大学から異議

中谷元・防衛相は5日、安全保障関連法案を審議する参院特別委員会で、「核兵器は（他国軍に）提供できるのか」との質問に、「弾薬に分類される」と述べ、法律上は提供可能との

認識を示した。戦争中の他国軍への後方支援を定めた「重要影響事態法案」と「国際平和支援法案」では、自衛隊は武器の提供はできないが、弾薬の提供はできるとしている。また、法案では後方支援の「輸送」任務に、何を運ぶかの制限がないことも問題となった。弾薬も武器も輸送できるため、「核兵器、化学兵器、毒ガス兵器は輸送可能か」と問われた中谷氏は、「法律上は排除していない」と答えた。一

方で、中谷氏は「我が国は核兵器を保有していないので提供はできない。あり得ない」と説明。「我が国には『非核三原則』もある。核に關しては、運ぶ選択肢も補給する選択肢もない」と述べ、政策上の判断として実施しないことを強調した。民主党の枝野幸男幹事長は5日の記者会見で「安倍内閣が『非核三原則がある』と言っても説得力を持たない。法案で何ができるかが問われている」と批判した。（三輪さち子）